

平成26年12月29日

土壌汚染と「企業の社会的責任（CSR）」

森原憲司法律事務所
弁護士 内藤丈嗣

1. はじめに

昨今の企業を取り巻く状況は、「企業の社会的責任（CSR）」の浸透に伴い、厳しさを増しており、企業は、単に法令を遵守するだけでは足りず、様々なステークホルダーの要求に応じていくことが求められているといえます。環境分野においても例外ではなく、環境に配慮した企業活動を行うことが求められる時代を迎えています。

ところで、多くの企業は、その企業活動において土地を利用しますので、土地取引と無縁というわけにはいきませんが、自社所有地に土壌汚染が判明した場合、企業はいやおうなく環境トラブルに巻き込まれることとなります。特に土壌汚染への対応が難しいのは、土壌汚染対策法が「所有者責任」という特殊な考え方を採っているからです。即ち、企業は一旦自社所有地に土壌汚染が判明すると、自社が汚染原因者でなくとも、一定の措置を迫られることとなります。しかも、当該土地の周りには、他社、近隣住民、行政・自治体など多くのステークホルダーが存在しますので、事態は複雑です。

しかるに、ほとんどの企業には土壌汚染対応の経験がないというのが実情であり、そうしたなか、自社所有地に土壌汚染が判明した企業は、法的対応を超えて、ステークホルダーとのリスクコミュニケーションを含むCSR的な観点からの対応を迫られることとなります。

2. 土壌汚染対策法の「所有者責任」とは

環境法の分野においては、汚染者負担・原因者負担が原則と考えられています。この原則を具現化したものとして、例えば、大気汚染防止法は、工場・事業場における事業活動に伴う健康被害物質の大気中への排出により人の生命・身体を害した事業者に対し、無過失の損害賠償責任を定め（同法25条）、水質汚濁防止法も、工場・事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水・廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により人の生命・身体を害した事業者に対し、無過失の損害賠償責任を定めています（同法19条）。

これに対し、土壌汚染対策法（以下「土対法」といいます。）は、要措置区域の指定を受けた土地の所有者（同法上は、管理者・占有者を含め「所有者等」に指示できると定めています。）に対し、当該所有者が汚染原因者であるか否かにかか

ならず、汚染除去等の措置を講ずべきことを指示するものと定めており（同法7条1項本文）、汚染者負担・原因者負担の原則の例外として、所有者負担の原則を定めたものと解釈できます。

もともと、同法は、所有者とは別に汚染原因者が存在する場合に、一定の要件のもと、汚染原因者に対して当該措置を指示すると定めるとともに（同法7条1項但書）、所有者から汚染原因者に対する求償を認めており（同法第8条1項本文）、最終的に汚染原因者に責任を負わせることができる建前とはなっています¹。

しかし、土壤汚染の履歴を過去にさかのぼって調査していても、汚染原因者を特定することが困難な場合が多いというのが現実です。また、汚染原因者を特定できた場合であっても、既に汚染原因者が倒産しているとか、時効期間が経過している等により、汚染原因者の責任を追及することができない場合も多いのです。

従って、一旦土地を購入してしまえば、汚染原因と無関係な土地所有者において、莫大な費用負担をして、汚染除去等の措置を強いられることになりかねないのです。

例えば、川崎市土壤汚染訴訟（東京地判平成24年1月16日判タ1392号78頁、東京高判平成25年3月28日判タ1393号186頁）は、土対法も廃棄物処理法も存在しなかった昭和40年代前半の処分場の跡地を取得し、これを転売した者が、その後の土壤汚染の発覚により、土壤汚染対策費や転売先への解除に伴う損害賠償等で80億円を超える莫大な費用の支出を強いられたことから、当該処分場に廃棄物等を搬入していた川崎市に対し、汚染原因者の責任追及を試みた事例ですが、裁判所は川崎市が汚染原因者であることを否定しました。本裁判例は、土壤が汚染された土地の購入者が、「所有者責任」として莫大な費用を負担する一方、汚染原因者に対する責任追及が功を奏しなかった一例といえます²。

3. 土壤汚染発見の端緒

(1) 法定調査

ところで、土壤汚染はどのような場合に発見されるのでしょうか。

1つは、いうまでもなく、土対法が定める土壤汚染状況の調査（いわゆる法定調査）の結果、土壤汚染が判明する場合です。

この点、土対法は3つの法定調査を定めています。

まず、有害物質使用特定施設の使用の廃止に伴い、当該施設の敷地について調査することが義務付けられています（同法3条、3条調査）。「かつての工場跡地」は、3条調査により土壤汚染の有無が調査される建付けだと理解できます。しか

¹ 両条項を根拠に土対法は原因者負担の原則を貫いていると解する見解もあります（大塚直「環境法 第3版」（有斐閣）413頁、同「環境法 BASIC」（有斐閣）201頁）。

² 詳細は、「環境管理」2014年10月号（社団法人産業環境管理協会）に掲載の弊稿「環境法 法令違反から学ぶCSR経営 第30回 土壤汚染と所有者責任」をご参照下さい。

し、2003年の土対法施行前に使用が廃止された施設の敷地は3条調査の対象外ですので、「かつての工場跡地」が全て網羅されているわけではありません。また、現在使用中の有害物質使用特定施設も対象外ですので、仮に現在使用中の施設から有害物質が排出され土壤汚染が進行していたとしても、3条調査を行うことはできないということになります。

次に、土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合に法定調査が義務付けられる場合があります（同法4条、4条調査）。現在は、3000㎡以上の土地の形質変更につき事前届出が義務づけられており、当該土地に土壤汚染の虞がある場合に調査が命ぜられます。再開発を行う場合などは、4条調査により土壤汚染の有無が調査される建付けだと理解できますが、3000㎡未満の土地の形質変更の場合は対象外ということになります³。

最後に、土壤汚染により人の健康被害が生ずる虞があるものとして政令で定める基準に該当する場合も調査対象となります（同法5条、5条調査）。前述の通り、土壤汚染の可能性のある土地であっても、3条調査と4条調査の対象からこぼれ落ちるものがあるため、それを補完するのが5条調査だと理解できます。しかし、現実には、政令で定める基準（土対法施行令3条）が厳しいため、この要件に該当する場合は限られ、実務において同法5条は余り使われていないというのが実情です。

このように、土対法3条から5条までの法定調査が行われる場合は限られるため、法定調査以外の自主調査によって土壤汚染が判明する場合があります。例えば、土地取引に際してのデューデリジェンスによって対象土地の土壤汚染が発覚するとか、自社所有地に事業場・工場を建設・増設するに際して自主的に土壤を調査した結果土壤汚染が発覚するといった場合です。

なお、法定調査の結果、土壤汚染が判明した場合、土対法上、要措置区域（同法6条）または形質変更時要届出地域（同法11条）の指定を受けることとなります。要措置区域は人の暴露（直接摂取・地下水経由摂取）の可能性があり健康被害の生じる虞があるため汚染除去等の措置が必要な区域ですので、要措置区域の指定を受けると、相当期限を定めて汚染除去等の措置が指示されることとなりますし（同法7条）、区域内の土地の形質の変更も禁止されます（同法9条）。これに対し、形質変更時要届出区域は、要措置区域と異なり、人の暴露の可能性がなく健康被害の生じる虞がないため汚染除去等の措置が不要な区域ですので、土地の形質変更時に都道府県知事に計画の事前届出が義務付けられるにとどまり（同法12条1項）、都道府県知事は届出日から14日以内に限り計画変更を命じることができます（同条4項）。

(2) 自主調査

前述の通り、土対法は土壤汚染につき「所有者責任」を定めていますので、土

³ なお、東京都の環境確保条例（土地の面積が3000㎡以上であれば調査対象となる。）など、形質変更の範囲が3000㎡未満でも調査を義務づける条例が存在するので、条例の確認も必要です。

地を購入して所有者となると、無過失であっても汚染を引き受けることになり
ます⁴。そのため、土壤汚染は、土地所有者に多額の汚染除去費用の支出を強いるの
みならず、土地の財産価値それ自体を下落させることになります。

そのため、買主としては、汚染のない「クリーンな土地」を求めることとなり、
取引に際し、環境デューデリジェンスとして土壤汚染に関する自主調査を行う（売
主に自主調査を行わせる）ことが、実務では一般的です。

もっとも、自主調査を実施しても土壤汚染を見逃す場合も少なくありません。
従って、将来の土壤汚染が発覚した場合に備え、売主に対し汚染がないことの表
明保証を求めたり、瑕疵担保責任条項を定めたりするのが、実務では一般的だと
いえます。

しかし、瑕疵担保条項の解釈自体が問題になることも多いので、土壤汚染の瑕
疵担保責任に関する先例を知っておく必要があります。

4. 土壤汚染に関する瑕疵担保責任⁵

民法570条や商法526条の「瑕疵」は、土地が対象の場合には、当該土地
が通常備えるべき品質・性能を欠いていることを意味します。この点、環境基準
等を超える土壤汚染が発覚した場合、健康被害や地下水汚染の原因となり、土地
の利用方法が制限されるなどしますので、土地が通常備えるべき品質・性能を欠
いているものとして、「瑕疵」と認定される場合が多いと考えられます⁶。

もっとも、通常備えるべき品質・性能を欠いているか否かは、あくまでも、契
約当時の取引観念を斟酌して、契約当事者の合意や契約の趣旨に照らして判断さ
れることになりますので、環境基準等を超える土壤汚染が発覚した場合において
も、瑕疵が認められない事案があることに注意が必要です。

例えば、東京地判平成24年5月30日（判例秘書搭載）⁷は、土対法施行前の
事案で、売買対象土地の土壤から環境基本法に基づく環境基準に定める基準値を
大幅に超えるテトラクロロエチレン等が検出された事案ですが、買主が売買契約
当時ガソリンスタンド敷地としての利用を予定し、それ以外の用途の利用や転売
を具体的に検討した形跡がないことを理由に、ガソリンスタンド敷地として利用

⁴ なお、厳密に言うと、土対法7条1項本文により汚染除去等の措置の指示を受けるのは、要措
置区域の指定を受けた土地の所有者等に限られます。従って、土対法上の「所有者責任」という
のは、あくまでも法定調査の結果土壤汚染が見つかり要措置区域の指定を受ける場合に限られ、
自主調査の場合に同法7条1項本文が適用されることはありません（同法14条の自主申請の場
合を除く）。もっとも、自主調査によって土壤汚染が発覚した土地の所有者も、汚染除去につ
いて一定の対策を講ぜざるを得ない場合が多いのです。土対法が「所有者責任」の規定を置いたこ
とによって「所有者責任」という考え方が社会に浸透し、社会の要請として、土地の所有者に対
し、土壤汚染対策を求める時代になっていると評価できます。

⁵ 「環境管理」2012年7月号（社団法人産業環境管理協会）伊達雄介著「環境法 法令違反から
学ぶCSR経営 第4回 土壤汚染と瑕疵担保責任—瑕疵とは何か」をご参照下さい。

⁶ 東京地判平成20年11月19日判タ1296号217頁、東京地判平成23年1月27日判
タ1365号124頁、東京地判平成23年1月20日判タ1365号124頁、東京地判平成
24年12月13日判例秘書、東京地判平成25年11月21日判例秘書他多数。

⁷ この裁判例は、土対法施行前の事案に関する裁判例であり、土地の所有者だという理由で直ち
に「所有者責任」を負担するとは限らなかった時代の裁判例といえます。従って、土対法施行後
の現在において先例性に疑問もありますが、瑕疵に関する事実認定は参考になります。

される限り汚染が地下に埋没された設備に悪影響を及ぼすことはなく、汚染物質がガソリンスタンドの従業員等に摂取されて従業員等の健康に被害を生じさせる虞も認められない等として、当該土地が売買契約において予定された品質を欠いていたとはいえないと結論付けています。

また、最判平成22年6月1日判タ1326号106頁は、土壤にふっ素が基準値を超えて含まれていた土地の売買事案です。売買契約締結当時、ふっ素は、法令に基づく規制の対象となっておらず、その後土対法の特定有害物質に指定されました。そこで、売買契約締結後に規制対象となった物質が基準値等を超えて土壤に含まれていたことが瑕疵となるのかが争われました。最高裁は、売買契約締結時の取引観念上、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずる虞があると認識されていなかったふっ素について、売買契約当事者間において、それが人の健康を損なう限度を超えて当該土地の土壤に含まれていないことが予定されていたと見ることはできないとして、環境基準等を超えるふっ素が当該土地の土壤に含まれていても瑕疵とはいえないと判断しました。

このように、土地取引に際しては、法令が定める条項に頼るのみでは不十分ですので、契約において、法令を超えて当該土地に適した表明保証条項や瑕疵担保責任条項を定める工夫が必要ということになります⁸。

5. 土壤汚染が発覚した場合の企業の対応とCSR

(1) 土壤汚染の発覚と追加調査

それでは、自主調査によって土壤汚染が発覚した場合の企業の対応について考えてみましょう。例えば、3000㎡未満の自己所有地に事業場・工場を建設することを計画し、念のために土壤を調査したところ、基準値を超える特定有害物質が検出された場合などが考えられます。この場合、3000㎡未満の形質変更の計画のため、法定調査（4条調査）は義務づけられませんので⁹、自主調査によって有害物質が検出されたということになります。

この場合、追加調査すべきでしょうか。自主調査の場合は、もともと調査する法的義務はなかったわけです。とすれば、義務がない追加調査を行えば、汚染が明確になり責任を負担することになるのだから、追加調査をするべきではないと

⁸ 契約条項をどのように規定するか、その重要性を示す例として、東京地判平成23年7月11日判タ1385号173頁があります。「土壤汚染調査の結果、環境省の環境基準および自治体に指導基準があるときにはその基準を上回る土壤汚染があった場合は、買主は汚染の範囲およびかかる費用を売主に明示し、売主は土壤改良もしくは除去の費用を買主に支払うものとし、買主は自ら土壤改良もしくは除去をおこなうものとする。」との契約条項が定められた土地売買において、環境基準を上回る自然由来の砒素による汚染が判明し、上記条項の適用の有無が争点となった事案です。裁判所は、土壤汚染がもっぱら自然的原因による場合には環境基準が適用されないとして、自然由来の砒素による土壤汚染が「その基準を上回る土壤汚染」に該当することを否定し、売主の土壤改良除去費用支払義務も否定しました。この事例の場合、買主としては、自然由来の土壤汚染も上記条項の土壤汚染に含まれることを明示的に規定しなければならなかったということになるのではないのでしょうか。

⁹ 脚注3記載の通り、条例の確認は必要です。

いう考え方もありえると思われます。しかし、CSRやコンプライアンスの考え方が浸透し、企業は単に法令を遵守するだけの存在であってはならないと考えられる今日において、法的義務の有無のみで判断することはリスクマネジメントの観点からも適切ではありません。

この場合、企業としては、法的義務の有無は1つの考慮要素として、自主調査で判明した特定有害物質の種類と検出の数値¹⁰、当該土地利用者（従業員等）の健康への影響、近隣との関係、具体的には近隣に食品会社や農家など地下水の利用者が存在するか等、地下水脈の有無、河川への流出の可能性、検出された特定有害物質が近隣住民に与えるインパクト¹¹等、諸要素を考慮して、追加調査を実施するか否かを定めることとなります。

(2) 対策の実施と土対法の自主申請の活用

追加調査の結果、基準値を超える特定有害物質が検出され、その原因が当該土地にあることが判明した場合、汚染浄化の対策を立てて実行することとなります。

浄化対策の方法としては、①舗装・盛土、②封じ込め、③不溶化、④原位置浄化、⑤掘削除去などがありますが¹²、対策費用の目安は次のとおりであり¹³、「掘削除去」のコストは、「封じ込め」等のコストの数倍に上ります。

① 土壌含有量基準値を超えた場合の対策の比較

舗装・盛土：数千円～/㎡ < 掘削除去：5～10万円～/㎡³

② 土壌溶出基準値を超えた場合の対策の比較

封じ込め（原位置封じ込め）：3～5万円～/㎡³

原位置浄化（生物的分解）：1～3万円～/㎡³

掘削除去：5～10万円～/㎡³

にもかかわらず、実務においては、「掘削除去」が汚染除去の措置として選択される場合が一番多いのです¹⁴。これは、土壌汚染が判明した場合に、ある程度の土壌汚染を受け入れるという議論がなかなか成り立たないからです。汚染があればそれを取り除くという議論になりやすく、結果として「掘削除去」が主流となっているというのが実情です。

なお、自主調査の結果土壌汚染が判明した場合は、法定調査の場合のように、土対法に基づく要措置区域（同法6条）または形質変更時要届出地域（同法11

¹⁰ 例えば、ヒ素が指定基準の5倍検出したとします。自然由来のヒ素でも指定基準の5倍、10倍といった値になることはあり、すぐに健康被害を発生させるレベルではないといえます。

¹¹ しかし、ヒ素は、和歌山カレー事件などの犯罪事件で利用されたイメージが大きく、ヒ素が基準値を超えて検出されると近隣住民が聞いた場合、現実に健康被害を発生させないレベルであったとしても、その言葉のインパクトが独り歩きし、問題が大きくなる可能性があります。

¹² 東京都環境局が作成した「中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン」が参考になります。

¹³ 「中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン」から引用。

¹⁴ 平成26年3月に環境省水・大気環境局が公表した「平成24年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」によれば、要措置区域において実施された対策の統計として、「掘削除去」が指示されていない多くの事例においても「掘削除去」が行われたという結果が出ており、対策実施件数は、「掘削除去」が最多となっています。

条)の指定を受けることはありません。しかし、土地所有者等が自主的に申請することによって要措置区域・形質変更時要届出区域に指定することは可能となっています(同法14条)¹⁵。

これは、自主調査の結果土壤汚染が見つかった場合においても、土対法の枠組みの中に組み入れることによって、法律に基づく汚染土壤の管理が可能となり、また、汚染を浄化して指定が解除されれば、結果的に「クリーンな土地」になったという法律のお墨付きが得られる等のメリットがあると考えられているからです。

(3) 公表とリスクコミュニケーション

土壤汚染対策の実施が重要なのは言うまでもありませんが、同時に重要なのは、近隣住民、行政・自治体、マスコミなど、ステークホルダーとのリスクコミュニケーションです。

追加調査の結果土壤汚染が判明した場合、まずは行政・自治体に報告して相談する必要があります。土壤汚染の事実を公表すれば、行政・自治体に対して近隣住民等から苦情や相談が寄せられることが想定されますので、公表前に予め行政・自治体に報告しておくことは不可欠です¹⁶。そのうえで、住民説明会(行政・自治体に同席をお願いすることも多い。)を開催するなどして近隣住民への公表・情報開示を行うこととなります。また、マスコミが関心を持つ場合もありますので、ホームページでの公表や記者会見なども必要となる場合があります。土壤汚染は、事柄が近隣住民の健康や食品の安全に関わることであり、必要十分な情報開示と説明が欠かせません。特定有害物質が地下水に浸透し近隣の井戸で検出されるとか、河川に流出するという事態になれば、井戸水を使用する住民のみならず、近隣農家や近隣の食品工場など多くの住民・企業に影響する事態にもなります。対応を誤ると、これらステークホルダーの反発を招き、反対運動に発展するなど、その後の対応を難しくしてしまいます。従って、土壤汚染が発覚した場合、土壤汚染の事実とその対応について、ステークホルダーに対し、正確な情報を伝達し、地域社会と対話による理解を得ながら、リスクの共有化を図り、土壤汚染浄化について最善の策を選択し実行していくことが重要です。

実務においては、企業と地域住民ないし行政・自治体との間で公害防止協定を締結し、企業が法令の定める規制を超える義務を任意に負担するなど、地域と一体となって再発防止に取り組んでいくことも少なくありません。

なお、地下水への汚染が発覚した場合には、近隣農家や近隣食品工場等の農作物・食品に対する汚染の発生が想定され、更には、風評被害の発生までも想定されます。この場合、訴訟に発展するリスクがあることを念頭に、補償金や見舞金

¹⁵ 平成23年7月に環境省水・大気環境局土壤環境課が「土壤汚染対策法の自主申請活用の手引き」を作成しています。

¹⁶ 自主調査の場合法律上の義務がないため、行政・自治体が汚染除去等の措置を指示することはできませんが、地下水に汚染があれば、水質汚濁防止法に基づく報告・検査等の対象になる可能性はあります。また、土壤汚染が廃棄物由来の場合には、刑事罰の対象となりますので、警察が動くこととなります。

などの支払いも検討する必要が生じます。

(4) もらい事故の場合（自社が汚染原因者でない場合）の対応

以上の説明は自主調査の結果判明した土壌汚染の原因が自社にある場合を前提としています。しかし、実際には、自社所有地の土壌汚染が発覚したものの自社が汚染原因者ではなく、近隣の他人所有地からのもらい事故ということも少なくありません。

この場合も、土壌汚染が発覚した時点でまず追加調査ということになりますが、汚染原因となっている有害物質を自社において過去に使用していたことがあるか、ある場合にはどの場所で使っていたか、などを調査し、自社において使用履歴がないのであれば、もらい事故だということになります。もっとも、このようにもらい事故だと明確に断定できる場合ばかりとは限りません。例えば、過去に自社の使用履歴もあるが、当該汚染における汚染物質の種類・汚染場所・範囲・量など土壌汚染の形態からみて、自社が汚染原因者である可能性が低いと判断したとしましょう。近隣の他社工場における使用が疑われるとしても、調査できるわけではありません。原因調査にも限界があり、汚染原因者が特定できなければ、汚染原因者への責任追及もできません。その一方で、もらい事故であれば、汚染が地下水等を通じて拡大している可能性が高いわけです。このような場合、当該企業としては、今後どのように対応すべきか迷うところだと思います。もらい事故（の可能性が高い場合）であっても、現に自社所有地が汚染されているわけです。とすれば、土地所有者として、汚染原因者への責任追及の検討もさることながら、当該土壌汚染の対策とステークホルダーとのリスクコミュニケーションとを慎重に検討しなければなりません。

「土壌汚染が発覚した場合、土壌汚染の事実とその対応について、ステークホルダーに対し、正確な情報を伝達し、地域社会と対話による理解を得ながら、リスクの共有化を図り、土壌汚染浄化について最善の策を選択し実行していくことが重要です。」と前述しましたが、もらい事故の場合とて例外ではないと思います。企業がもらい事故の被害者である場合にも、ステークホルダーに対し、もらい事故にかかる正確な情報を伝達し、行政・自治体や近隣住民ら地域社会の理解を得て、彼らを味方につけながら、対策を講じていく必要があります（ステークホルダーとの対応を間違えれば、自社が汚染原因者だと誤解を受けることすらあります。）。そのためにも、当該企業としては、追加調査後には、行政・自治体に報告し、協議をしながら、近隣住民への説明の有無及び時期を検討していくことになります。

次に、除染ですが、自社所有地が現に汚染されている以上、汚染原因者であろうとなかろうと、行政・自治体や近隣住民は抜本的な浄化を求めてくる可能性もあります。しかし、汚染原因者でないことが明確であれば、自社も被害者であることについて根気よく理解を得る努力を続けながら、除染コストの兼ね合いの中

で採れる対策を講じることになると思われます¹⁷。この場合も、土対法14条の自主申請を行い、土対法の枠組みの中で対策を講じること、選択肢として検討の余地があります¹⁸。

最後に、汚染原因者に対する責任追及ですが、前述の通り汚染原因者の特定が困難な場合も多いので、行政・自治体と相談しながら、近隣の数社で情報交換をするところから始めることが賢明です。工場地帯などでは、日ごろから近隣の付き合いもあるのが通常ですので、連絡協議会のような組織を立ち上げるといった方策もあるようです。その場合にも、行政・自治体に立会いをお願いするなどして、ステークホルダーとのリスクの共有を図っていくことを検討すべきです。

6. まとめ

自社所有地に土壤汚染が判明した企業の対応について概観してみましたが、土壤汚染に関する「所有者責任」という考え方を背景として、汚染原因者であろうとなかろうと、行政・自治体や近隣など、ステークホルダーとのリスクコミュニケーションを図りながら、土壤汚染対策を講じる必要が生じます。土壤汚染の土地を所有しながら対策を講じないこと自体が企業のリスクとなる時代であり、法的な義務の有無にかかわらず、「企業の社会的責任（CSR）」としての対応が求められているという認識が必要です。

以上

¹⁷ もらい事故の場合、汚染原因者が土壤汚染対策を講じない限り、自社所有地をいくら除染してみても、土壤汚染は止まりません。

¹⁸ 汚染原因と無関係の土地所有者としては、自主申請をしたところ要措置区域に指定されることになるのは、自らに責任がないだけに割が合わないと感じます。しかし、実務において、その可能性がないとは断定できません（少なくとも、条文上は、可能性があります）。

著者略歴

経歴

1991年3月 慶應義塾大学卒業
1992年10月 司法試験合格
1993年3月 慶應義塾大学大学院 修士課程（法学研究科民事法学専攻）修了
1995年4月 弁護士登録（47期、東京弁護士会）、あすか総合法律事務所入所
1998年4月 あすか協和法律事務所参加（協和総合法律事務所と合併）
2007年4月 単あすか法律事務所に統合
2010年4月 明治大学法科大学院特任教授（会社法・民事訴訟法等）
2010年10月 日本CSR普及協会会員
2014年4月 森原憲司法律事務所に合流

著書・論文等

「Q&Aその時どうする？株主から取締役責任追及の訴えを求める書面がきた！」
ビジネス法務 2003年5月号
「Q&Aその時どうする？債務超過会社は会社分割制度を利用できない！？」
ビジネス法務 2003年12月号
改正商法の完全実務解説（財経詳報社／共著）
詳説新会社法の実務（財経詳報社／共著）
金融商品と不法行為（三協法規出版／共著）
「法律が規制する有害物質の原因物質（前駆物質）を排出した企業の責任ーホルムアルデヒドの事例を題材に」環境管理 2013年2月号
非公開化の法務・税務（税務経理協会／共著）
「土壌汚染と所有者責任」環境管理 2014年10月号 等

主要取扱分野

企業法務（会社法、商取引法）、企業買収、事業提携、企業再編等に関連する法律問題の解決・スキーム立案、環境法、労働法、その他企業のコンプライアンス全般

筆者への問合せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-11-1
オランダヒルズ森タワーR0P503号室
森原憲司法律事務所
電話：03-5405-2220（代表）
FAX：03-5405-3390
E-mail:takeshi.naitoh@rhythm.ocn.ne.jp

掲載日：2015年1月20日